

規制シート(様式)

(別紙1)

080198100590003 080195102380001 080195302270001 080194901810001 080194901830001 080195201870001

平成27年7月10日

規制の名称	銀行等の経営の健全性確保に関する規制	所管府省	金融庁
根拠法令等	銀行法(昭和56年法律第59号)、信用金庫法(昭和26年法律第238号)、労働金庫法(昭和28年法律第227号)、中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)、協同組合による金融事業に関する法律(昭和24年法律第183号)、長期信用銀行法(昭和27年法律第187号)	担当局課等及び作成責任者の役職・氏名	総務企画局信用制度参事官 佐藤 則夫
規制目的	預金者を保護し、信用秩序を維持するため、銀行等の経営の健全性を確保すること。		
規制内容の概要	同一人に対する信用供与等の制限、自己資本比率規制、業務又は財産の状況に関する報告する義務又は資料を提出する義務 等	関連する予算	—
規制の最近の改廃経緯	同一人(同一のグループ)に対する信用供与等の制限について、以下の見直しを行った(金融商品取引法等の一部を改正する法律(平成25年6月19日公布))。 ・信用供与等の範囲の拡大 ・信用供与等の限度額の引下げ 等	関連する政策評価結果	—
規制を維持、改革又は新設する理由	銀行等の経営の健全性確保や預金者保護の観点などから、規制の見直しについては、経営の健全性に与える影響等を踏まえて検討する必要がある、また、経済金融情勢や国際的な議論等を総合的に勘案しつつ、見直しを行っているところ。なお、直近では、同一人(同一のグループ)に対する信用供与等の規制について、国際基準に揃えるため、見直しを行っている。	規制の維持、改革又は新設の別	維持 (平成25年に規制の見直しを実施)
(規制を改革する場合の改革の方向性)	—		
見直し条項	金融商品取引法等の一部を改正する法律(平成25年法律第45号)附則第38条		
次の見直し時期	平成31年度		

規制シート(通知・通達等の委任根拠等)(様式)

(別添)

(通知・通達等のID)

(規制シートのID)

<p>通知・通達等の 名称(発信者等 を含む。)</p>	<p>—</p>
<p>通知・通達等への 委任の根拠となる 法令の条項</p>	<p>—</p>
<p>通知・通達等が法 令の委任の範囲 に入る理由</p>	<p>—</p>